

○浦添市行政不服審査会条例

平成28年3月24日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、浦添市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、法令又は行政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する審査会の審議が終了するまでの間とする。

4 審査会は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、3人の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審査会は、会議を開かなければ審査請求人の権利利益の救済を図ることに著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、審査会事務局担当課において処理する。

(その他運営に関する事項)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。